主

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金20万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000 円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理由

本件記録によると、小田原簡易裁判所は、平成18年12月1日、「被告人は、平成15年1月25日午前零時30分ころ、神奈川県小田原市 a 町 b 丁目 c 番 d 号 A ビル5階の「B」店舗出入口付近の通路において、C(当時39年)に対し、その腹部を手けんで殴打し、顔面に頭突きをする暴行を加え、よって、同人に全治約10日間を要する顔面打撲及び頚椎捻挫の傷害を負わせたものである。」との事実を認定した上、平成16年法律第156号による改正前の刑法204条、刑法18条、刑訴法348条を適用して、「被告人を罰金40万円に処する。この罰金を完納できないときは金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令を発し、この命令は平成18年12月16日確定したことが認められる。

しかしながら,上記改正前の刑法204条の罰金刑の法定刑は30万円以下であるから,これを超過して被告人を罰金40万円に処した原略式命令は,法令に違反し,かつ,被告人のため不利益である。

よって,刑訴法458条1号により,原略式命令を破棄し,被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実に法令を適用すると、被告人の所為は、刑法6条、1

0条により平成16年法律第156号による改正前の刑法204条に該当するので,所定刑中罰金刑を選択し,その金額の範囲内で被告人を罰金20万円に処し,その罰金を完納することができないときは,刑法18条により金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり判決する。

検察官金田茂 公判出席

(裁判長裁判官 田原睦夫 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 近藤崇晴)